

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年8月25日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦

1 業務内容

- (1) 業務件名 川沿いの歩行者空間に係るデザインコンセプト再検討業務
- (2) 業務内容 仕様書による。
- (3) 履行期間 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構の東日本地区における令和7・8年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。
- (6) 平成28年度以降に完了した、以下の業務の実績（下請けによる業務の実績を含む。）を有すること。
 - ・河川沿いの公共空間に係るデザイン等検討業務

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 15階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 総務部 経理課

電話 03-5323-0470

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和8年9月1日（火） 15時00分

②提出方法

1 持参又は郵送による提出方法 （押印した見積書）持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記（1）と同じ。

2 電子メールによる提出方法 （押印を省略した見積書）本件は見積書等を電子メールにより提出することができる。ただし、「押印を省略し責任者情報を記載のうえ、PDF形式とした見積書等」とし、提出期限までに下記専用電子メールアドレスに送信され、上記（1）において受信確認できたものに限る。

●専用電子メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp

※電子メールの件名は「9/1 オープンカウンター見積書」とすること。

※電子メール本文中に、住所・会社名・担当者氏名・連絡先電話番号を記載すること。

※当機構への宛先は上記専用メールアドレスのみとすること。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記（1）と同じ。

③同封書類 上記2（6）に掲げる参加資格の証明として以下の書類を同封すること。

・様式ー1

・様式ー1 に記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等

(3) 見積合せの日時

令和8年9月1日（火）16時00分

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

本業務については、「業務請負契約書」、「個人情報等の保護に関する特約条項」及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等を参照）を作成するものとする。

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3（2）により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒103-0028

東京都中央区八重洲一丁目3番7号八重洲ファーストフィナンシャルビル18階
東日本都市再生本部 都心業務部事業推進第1課 志村（しむら）
電話03-6880-0004

以 上

(様式—1)

平成 28 年度以降に完了した業務実績

会社名) ○○○○

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注：記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請けによる業務の実績については、判断できる根拠資料も併せて提出すること。

川沿いの歩行者空間に係るデザインコンセプト再検討業務
仕様書

1 業務目的

日本橋川沿いにある大手町川端緑道（特殊街路千代田歩行者専用道第6号線・7号線・8号線）は、大手町土地区画整理事業により整備され、平成26年に供用開始された。

令和8年4月に東京都により「日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた実施方針（取組方針Ver.2）」（以下、実施方針という。）が策定され、日本橋川沿川のまちづくりの考え方が整理された。当該緑道は「にぎわい軸」等とされ、親水空間の整備等の位置付けもあるところ。

本業務では、当該緑道に係る既存デザインコンセプトについて、上記の実施方針の内容を踏まえ、改定の方向性について検討することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月10日までとする。

3 履行場所

東京都中央区及び千代田区

4 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。対象エリアは川端緑道とする。

なお、本業務に必要な業務量（人・日）については「別紙 積算基準」を参考とする。

（1）デザインコンセプトに係る改定の方向性の検討

川端緑道の現在の使われ方や実施方針、親水空間の基本計画等を踏まえデザインコンセプトの改定の方向性について検討を行う。

（2）デザインコンセプトを表す図表等の作成

（1）での検討を踏まえ、新たなデザインコンセプトを表す図表等を作成する。

5 成果品

報告書 1部 及び 電子データ（CD-R等）一式

報告書作成にあたっては、グリーン購入法の規定に基づく媒体を使用すること。

6 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 事業推進第1課

7 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、機構担当者と十分な協議を行い、その指示に従うものとする。受注者の業務の実施状況に問題が生じていると当機構が判断した場合には、当機構から説明を求めることができるものとし、当機構が適切でないと判断するときは、当機構から改善を求めることができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、機構担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 機構が貸与した資料等は、機構担当者に無断で持ち出してはならない。
- (4) 関係権利者等第三者との打合せについては、相手方、内容等について機構担当者の確認を得ずに行ってはならない。
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ア 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとあわせて、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ウ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (6) 本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領（別添）に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以 上

積 算 基 準

1 適用範囲

この積算基準は、「川沿いの歩行者空間に係るデザインコンセプト再検討業務」に適用する。

2 業務料の算定

業務料 = 業務価格 + 消費税相当額

業務価格 = 直接人件費 + 直接経費 + 諸経費

消費税相当額 = 業務価格 × 消費税の税率（10%とする）

諸経費 = 直接人件費 × 110%

直接経費 = 仕様書記載の成果品作成に係る費用

3 業務内容ごとの業務量の目安（単位：人・日）

業務項目	業務量	備考
（１）デザインコンセプトに係る改定の方向性の検討	8人・日	
（２）デザインコンセプトを表す図表等の作成	6人・日	

※なお、業務量はすべての職階を合計したものである。

ウィークリースタンス 実施要領

1 目 的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第24条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- （1）業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- （2）業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- （3）（1）によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- （4）緊急事態対応（災害対応等）については、取組の対象外とする。

3 進め方

- （1）初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- （2）受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- （3）成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上